

資 料
〔最終講義〕

私とワセダとフランス法

中 村 紘 一

私は、1960年、「60年安保」の年に都立の高校を卒業し、翌1961年早稲田大学法学部、正確には当時の第1法学部に入学しました。

法学部に入学したものの、将来の進路についての考えは、全く固まっておらず、法律学を勉強する気もありませんでした。そもそも受験するにあたって、理系にするか文系にするかも決めかねていました。しかし、大筋においては、ヨーロッパのどの国かの、つまりは英・仏・独のいずれかの国の近・現代史を知りたいという気持ちが強かったのです。

というのも、自分に与えられた、というよりむしろ自分の属する世代に与えられている課題はどのようなものであろうかと、かなり以前から考え続けていたからだったのでしょう。

私は、子供の頃から戦争というか軍事に関心を持ち、その関係の本を読み漁っていました。私は、1941年、昭和16年、太平洋戦争の始まった年に生まれました。父は海軍の技術将校でした。兵科ではありません。海軍の技術研究所に勤務していて、終戦時には艦政本部に属していたせいで、占領軍命令によりパージされ、公職に就くことを禁止され、戦後は民間会社を転々とし、苦勞しました。父は私の進路については全く口出しはしませんでした。

戦後しばらくは、日本軍がいかに戦ったかについての客観的情報も非常に乏しかったように思います。戦記物は、あまりにも主観的で、情報としての価値は低いと思いました。英語からの翻訳物が出始めたのがその次の段階。ドイツ軍についての本も片端から読みました。ヒトラー・ナチスのおこなったことに比べれば、日本の軍国主義など子供のようなものだと思いました。ドイツ人の陥った頹廢・非人間性のすさまじさには戦慄を覚えました。ドイツはどうしてあんなことになってしまったのだろう。日本も、明治以来嘗々として築き上げてきた富国強兵の行きつく先が、有為の若者を特攻隊として大量に死なせることで終わってしまった。なぜこんなことになってしまったのだろうか。彼らの死は無駄だったのか。犬死にだったのか。

我々がなすべきは何なのか。日本と世界、アジアとヨーロッパの歴史を、少なくとも近・現代の歴史を考察することによってしか、回答は見つからないだろうと思いました。一番日本と似たところのあるように思えるドイツの歴史。しかし、ドイツ現代史は、見習うべきところよりも、見習ってはならないところの方が多いように感じました。

私には、何か積極的な価値がほしかったのです。到達目標になるような価値がほしかったのです。その際、アメリカは対象としては考えませんでした。私の関心は、あくまで、ギリシャ・ローマに淵源をもつヨーロッパにありました。

トーマス・マンがあれほど憎み、かつ、あこがれた Europa。オイローパとは西ヨーロッパのこと。イギリスとフランスのことですが、ドイツにとっては特にフランスのことです。私はドイツとは対極の価値を持つ世界であるフランスを見てみなければならぬと思いました。

フランス革命については通り一遍の知識はありましたが、それは、教科書的理解を超えていませんでした。実は、フランスについては何も知らないに等しいことに、突然気がつきました。どうすればいいのか。学び、考えるほかない。そのためには、道具として、フランス語をものにしなければならぬと思いました。そんなことを考えていたのが大学 2 年生になる頃でした。

法学部に入学した際、私は、高等学校でオプションでドイツ語の手ほどきを受けていたこともあって、第 1 外国語にドイツ語を選択し、第 2 外国語としてはフランス語を選びました。英語は、本を読むためには高校までの英語で充分でしたから。しかし、それはだめだといわれ、第 2 外国語は、なんと、英語を強制されました。理不尽だと思いました。そんなこともあって、フランス語は、アテネ・フランセで習うことにし、2 年生の 9 月から始めました。

運命とは不思議なもので、それとは知らず、当時開設されたばかりのオーディオ・ヴィジュアル・視聴覚教室に登録し、フランスから帰られて独自の教育メソッドで全く新しい形のフランス語教育を開始された鈴木重教先生にフランス語を教わることになりました。これは大変幸運なことでありました。鈴木重教先生は、小学館ロベールの「仏和大辞典」の発音を担当されておられますので、皆様にもおなじみかもしれません。パリの音声学院 Institut phonétique をトップの成績ででられた方から正しいフランス語の発音・音声学を徹底的に鍛えていただきました。実に幸運でありました。また、同じく鈴木先生に勧められて、ギリシャ語・ラテン語の手ほどきを受けたことも、その後役立ちました。

そうこうしているうちに 3 年生も終わってしまい 4 年生になり、進路を選択しなければならなくなりました。就職するか大学院へ進んで法律を勉強するか。

司法試験など全く関心のなかった私ですが、その頃には、法律というものが社

会生活のなかで重要な役割を果たしてきたことに遅まきながら気づかされておりました。が、何しろ、勉強していない。ひとつ、法律全般を本格的に勉強しなければいけないという気になりました。

中山和久先生に相談に行ったら、島田信義先生にきいてみるといわれました。うかがったら、君は勉強していないようだから、民法で受験するのは無理だろう。まあ、労働法だったら何とかなるかもしれない、といわれました。それから、中山先生に野村平爾先生のところへ連れて行かれ、紹介していただきました。

当時は修士課程の入学試験は9月に学内のみ、翌年2月に学外と学内と2回ありました。夏休みに猛勉強して、野村先生の労働法を受験して、合格したときはほっとしました。家が貧乏だったので、大学まで行かせてもらったことに感謝していましたが、大学院まで金を使わせてはならない、と分かっていましたので、学費はアルバイトをしてかせぐつもりでいました。意外なことに、日本育英会の奨学金のほかに、大隈奨学金も併せていただけることになり、望外の幸せを感じました。バイトはしなくてもよくなりました。授業料免除になったからです。

それから、法学研究科入学までの半年間、それに修士課程の2年間は、学習の内面的動機づけができましたので、寝食を忘れて猛烈に勉強しました。修士になるとすぐに、労働法学会、民科法律部会等の学会にも積極的に参加するよう奨励されました。

ドクター入試の終わったとき、野村先生・中山先生から呼び出され、君はフランス語もよくできるようだし、フランス法も勉強しているようだから、初めてのことはあるが、フランス法の助手に推すつもりだ、と告げられてびっくりしました。結局、お受けすることに決心しました。同時に、これは大変なことになった、と思いました。

フランス法は、学部では、当時の東京都立大学におられた江藤介泰先生と立教大学の高橋康之先生に教えていただきました。高橋先生には大学院のフランス法の指導教授になっていただきました。東京大学の野田良之先生の講義も許可を得て聴きに行きました。大学院に入ってから、東京大学の稲本洋之助先生に研究会等でご指導いただきました。大変、人に恵まれていたのだと思います。

当時の助手制度は、今とは違って、学則上、「本学の教員の養成を目的」としていたからかもしれませんが、法学部における助手の扱いは特別だったように思います。当時の助手は、事実上の拡大教授会である「教員会」という会議体の正規の構成員として、会議に出席し、自由に発言することができました。若い助手が教授と対等に扱われていたのです。これは今から振り返ってみても、大したことだったと思います。法学部は若者を大事にしました。専任講師になると、優先的に在外研究に送り出してくれました。手当のつく期間は1年間でしたが、3年

間は帰ってこなくてもよかったのです。2 年目、3 年目も給料はちゃんと支給されました。

私は1972年から足かけ3年間、フランスのリヨン第3大学に留学させていただきました。リヨン大学では、法学部の授業にできるだけ参加して、フランス法の各分野の勉強を進めることができました。しかし、すべてを修めることはとうていできませんでした。

私がフランスを見る時の見方、すなわちフランス法に接するときの態度でもあります。フランスおよびフランス法を学ぶ動機との関係があると思うのですが、知らず識らずのうちに私流になっていったように思います。私流とは何か。できるだけ、ありのままのフランスを識るということです。実は、これが大変難しいことだったのです。

フランスについての予備知識が全くなかったわけではありませんが、見知らぬ国の見知らぬ土地で、その国の全体をウォッチングするとは、どういうことであろうか。普通は、そこで社会生活を営み、職業上あるいは研究上の人間関係の構築を通じてだんだんと理解を深めるのでしょう。私の場合、事前の交友関係などありませんでしたから、知人は事実上ゼロ。それならば、いっそ、開き直って一人で立ち向かっていくのが一番だと思いました。人に手助けしてもらわないで。だから、日本の領事館にも行かず、日本人会等との接触も意識的に避けました。何でも一人でやってみる。

その後の経験も踏まえていえることは、一国の社会をウォッチングしようとするとき大切なことは、できるだけ同じ場所にとどまって、少なくとも1年間はウォッチングを続けるということです。なぜ1年間か。それは、1年が1サイクルだからです。政治も経済も季節も、1年でぐるっと一巡りします。だから1年間の定点観測が重要だと思います。

つぎに、観測手段ですが、第1に新聞、第2にテレビ、第3に書籍、そして最後に人との交際。今になって思うに、人との交際にはもっと力を注いでおいた方がよかったかもしれません。が、それは後の祭り。フランス人とは、ごくわずかの人と親交をもったに過ぎません。おそらく、それが私流の欠点です。というより、そこまで余裕がなかったというのが本当のところでしょう。

新聞は Le Monde を毎日読みました。学生割引がきいたので、年間購読を契約したら、毎日、郵送されてきました。難しかったし、時間もかかりました。また、後のこととなりますが、私は1986年に2度目のフランス留学の機会を得、今度はパリで1年間足らず過ごしました。その際は単身赴任だったので、時間はありました。1986年という年は、1958年から始まったフランス第5共和制上初めて

の cohabitation 保革共存が始まった年で、私は、新聞もテレビも興味津々で見えておりました。

Le Monde は、原則として写真のない文字ばかりの新聞で、全部読むと日本の週刊誌 1 冊ぐらいの分量があります。バリ滞在中は、それをできるだけ全部、辞書を引き引き読んでいきました。40日ほどもそれを続けたでしょうか。ある日、突然、全く辞書なしにすらすら分かるようになりました。人間の脳のキャパシティの大きさを認識しました。

次に大切な情報源はテレビです。夜の定時のニュースは欠かさず見ておりました。余談ですが、1972年にフランスへ渡った頃は、フランスではまだカラーテレビは普及していませんでした。たしか、その年の日本のカラーテレビの生産量は660万台ぐらいだったと記憶しています。カラーテレビはとても高価だったので手が出せず、デパートで白黒のテレビを購入しました。トランジスタではなくまだ真空管を使っていましたが、そのテレビは日本のナショナル製でした。全く故障せず、帰国の際に、親しくしていたフランス人にあげてきました。その後ながく使っておられたようですが、無故障だったそうです。つまり、この時点で、一部の工業製品で日本はすでにフランスを抜いていました。

そうやってウオッチングを続けていますと、いろいろなことが分かってきます。日本との違いも。そして、人間としてのつきあいをする限り、基本的人情には全く変わりがないことも実感できました。当たり前のことかもしれませんが、このことはとても大事なことだと思います。つまり、個人としては、政治体制を超えて、国や言葉の違いを超えて、親しむことができるということです。しかし、そうでない場合は要注意です。

公的立場にある人間は、必ず嘘をつきます。私が経験的に体得した真理のうちで、このことは筆頭に挙げられてよいと思っています。

私は、そのことを道徳的に非難する気持ちは全くありません。人は、自分の属する組織、コミュニティ、職業のなかで自分の利益をまもるために、或るルールに従って嘘をつきあっているのです。或るルールとは、いわゆる社会的コードのことです。

私たちにとって必要なことは、その社会的コードをコードとしてきちんと認知することです。認知できる能力を養うことです。だまされないために。

もっとも、皆、好んで嘘をついているわけではありません。おそらく、自然と、そうしているのです。社会生活をしていくうえで必要な当然のノウ・ハウとして身につけているにすぎないでしょう。政治の世界を見れば、そのことは一日瞭然でしょう。経済の世界についてもほぼ同然でしょう。

一例を挙げると、円高についての企業の主張があります。1985年のプラザ合意は、日本にとって大変大きな出来事でした。短期間での大幅な円高をアメリカとヨーロッパから押しつけられたからです。何しろ、1985年の1ドル約240円から、3年足らずのあいだに、1ドル120円台まで約2倍に引き上げられたのです。絶好調の日本経済にとって首の骨を折られるぐらいのショックだったに違いありません。日本は、日本を潰そうとするその決定に黙って従いました。日本の企業はその時どう対応したか。内部的原価計算を、一斉に、1ドル100円に切り替えたのです。それでもペイするようにしたのです。

ですから、今の円高など悠悠とクリアしているのは間違いありません。泣きをいっているのは、単に、三味線を弾いているにすぎません。その証拠に、内部留保で資金が有り余っているのに、外国の企業を買いあさっているでしょう？

当事者なら誰でも知っていることが、公式には全く言及されない、ということは結構たくさんあります。

10人中10人が、そうでなくても、ほとんどの人がそう言っているからといって、それゆえにそれが真実だとは限りません。どの国でも、どの社会分野においても、当然生じていることが、フランスについても、またフランス法についてもあるのだということが、だんだんと分かってきました。

昔から訳の分からなかったことがあります。いくつかの例を挙げましょう。まず、最初の例です。現在、フランスでは、コンセイユ・デタという行政最高裁判所を中心とする、行政裁判の仕組みができあがっております。しかし、フランス革命から相当な時間のたった1872年まで、80年間以上ものあいだ、行政裁判所というものはなかったのです。行政裁判所は、1989年まで、内務大臣の監督下にありました。1990年から、ようやく、司法大臣の管轄下に移りました。判決の効力についても、行政機関は判決にしたがう義務はありません。自発的にしたがっているにすぎないのです。そもそも、行政事件は、裁判所の管轄事項ではないのです。行政裁判所といえども裁判所なのですから、こういう言い方はおかしい、とお思いになるでしょう。

しかし、観念上は、行政裁判所は裁判所ではないのです。裁判所とは全く別の独特の存在なのです。教科書をひもときますと、フランスの裁判所には2つの系統があって、ひとつは *juridictions judiciaires* 司法裁判所であって、もうひとつは *juridictions administratives* 行政裁判所である、と書いてあります。*juridictions* という語は、学者語で、裁判所を総称的に言うときの言葉です。*judiciaires* という形容詞は、本来は、「裁判の」、「司法の」、という意味ですが、狭義では、裁判から行政裁判を除いたもの、つまり、「民事裁判と刑事裁判の」、という

意味になってしまっています。

革命期の或る法律 (loi des 16-24 août 1790) で、裁判所が行政機関の行為を判断することを禁じてしまったのです。この法律は今でも効力を有しています。アンシャン・レジーム末期には、parlements・パルルマン・高等法院（これは全国に13ほどありました。現在の、日本の高等裁判所にあたる、控訴院の前身にあたります）が、反王権政治闘争の拠点となっていました。パルルマンと一緒に反王権闘争をおこなっていた者たちが、革命で権力を握ると、今度は権力の側である自分たちが、パルルマン（つまりは裁判所のことです）によって同じように批判されるのではないかと、極度に恐れた結果でした。フランス革命とは、そんな無茶苦茶なこともやったのです。

問題は、そのことにあるのではなく、理屈の通らないことを頼りて、それを裁判の基本原則にしたばかりか、1980年代になって、なんと、憲法上の原則にまで格上げしてしまったことです。現在でも、行政最高裁判所であるコンセイユ・デタの裁判官は、れっきとした行政官なのであって、司法試験を経ておらず、裁判官・検察官（フランスではこの両者を司法官 magistrats と呼んでいます）とは身分が違います。

フランスの法学部の学生は、なぜこのようなことになったのかも、それが合理的でも妥当でもなかったという批判も、一切、教わりません。空気の如く自然な、所与の事実として覚えさせられるだけです。今日、行政最高裁判所と内閣法制局を兼ねているコンセイユ・デタも、もともとは、専制君主であるナポレオンの国内政治上の諮問機関であって、ナポレオンの代理として行政的案件を判断していたにすぎません。最終的決定者は常にナポレオンでした。

怪しげな「大原則」はまだあります。「中間団体 corps intermédiaires」否認の原則とか、日本でもおなじみの「三権分立」の原則もその類いです。フランス語の séparation des pouvoirs を「三権分立」と訳したのだとしたら、それは完全に誤訳です。「三権分立」という概念自体がそもそも誤った観念です。フランス語の séparation des pouvoirs は「権力の分離」と訳すべきで、そもそも「三」権かどうか怪しいのです。モンテスキューは、裁判権については、すでにパルルマンが実質的に保有しているので、問題にしなくてもいい、と言っています。séparation des pouvoirs とは、権力が、具体的には立法権力と執行権力が1人の人間または機関に独占されていない状態を指しました。すなわち、国王が立法権も執行権も独占している状態がなければ、それで良いとする考えなのです。つまり、ネガティブ・デフィニションなのです。

フランス革命は、政治的には、立憲君主制へ移行し、権力の分離 la séparation des pouvoirs を達成すること、経済的には、生産と流通における独占 le

monopole を排除し、「営業の自由」 la liberté du commerce et de l'industrie を確立することを目指しました。

権力の分離を具体的に定めたものが憲法であって、それがまさに1791年の憲法典でした。革命とは主権 la souveraineté の担い手の転換です。国王主権から国民主権 la souveraineté de Nation = la souveraineté nationale への転換です。la Nation 国民とは、個人の算術的総計ではなく、抽象的な観念でありますから(なぜなら、ナシオンとは国王プラス国民でしたから)、ナシオンは直接的に主権を行使することはできません。代表制に拠らねばならない。1791年の憲法典では、《Les représentants de la nation sont le Corps législatif et le roi.》《国民を代表する者は立法体および国王である。》と規定されています。国王は、拒否権という形でネガティブに立法権を行使します。つまり、立法権を分有 partager しているのです。

イギリスに倣って立憲君主制に移行するというフランス革命の目的は、そのために費やす十分な時間がなくて、熟成できず、あえなく潰えてしまいました。民主的に政治をコントロールするという試みは失敗に終わったのです。

ところで、フランスの憲法学あるいは政治学の用語として、régime parlementaire と régime présidentiel という表現があります。字義どおりに訳せば、前者は「議会制」、後者は「大統領制」ということになるでしょう。しかし、われわれは、régime parlementaire は「議院内閣制」と訳しています。これは、要するに、イギリス型統治制度のことです。ところで、régime présidentiel とは大統領制一般のことではなく、アメリカの制度、もっと言えばアメリカだけの統治制度のことです。まことに勝手な意味内容の付与です。肝心のフランスの制度については、定義に四苦八苦しています。或る学者は、régime semi-présidentiel 「半=大統領制」であると、訳の分からぬことを言っています。

もうひとつだけ例を挙げましょう。フランスは1789年の人権宣言により、人権の母国のような顔をしています。あれは一声鳴いただけで、実際は人権、英語で言えば human rights という言葉など使ってきていないのです。1875年から始まった第3共和制以来の、個別の、普通の法律による「公の自由」libertés publiques はあります。しかし、アングロ・サクソン流の人権思想は、欠如していると言っても過言ではありません。フランスは、自由の国と言うより、独裁者の君臨する国でもあります。そのことの当否を論ずるより、なぜそうなっているかを考えてみるほうが大事でしょう。

フランスは、何と、独裁の横行する国でもあります。ルイ14世、「太陽王」Roi-Soleil、ナポレオン、ド=ゴール、そしてカリカチュアとしてのサルコジ。

彼らの存在には、それなりの理由がありそうです。

ドイツから見ると、歴史をさかのぼればさかのぼるほど、フランスは先進国なのですが、フランスから見ると、先進国はだいたいにおいて常にイギリスでした。

イギリスが経済力で、つまり国力でフランスを追い抜いていくのは、だいたい17世紀後半でしょう。同じ時期に、フランスはだんだん経済的に衰退していきます。古い生産と流通の仕組み、それに政治制度が足枷となっていくのです。以来、フランスは300年ぐらいイギリスに追いつけません。第2次大戦後のイギリスの没落と、1945年からほぼ30年間にわたって続いた「栄光の30年間」と呼ばれている、フランスとしては幸せな経済成長のおかげで、ようやくイギリスを追い抜きましたが。

フランスは、工業力では、19世紀後半にドイツに追い抜かれていきます。ドイツとの差は広がる一方でした。今でも、経済力ではドイツに太刀打ちできません。フランスは、300年前も今もずっと経済的キャッチ・アップをはかる『キャッチ・アップ国家』なのです。ですから、経済をどうしても民間主導型に切り換えることができないのです。これがフランスの国家権力の「栄光と悲惨」です。独裁は、つまり、国家権力による上からの、強力な「殖産興業」は、いつまでも必要なものなのではないでしょうか？ 確かに、ブレジネフ時代のソ連は、フランスの「計画経済」体制を、理想の形だとして羨んでいましたが。

しかし、もうその伝統的情況にもようやく終わりが見えてきました。1992年のマーストリヒト条約により、ヨーロッパ連合、EUが誕生したからです。EUは、ヨーロッパにおける主権国家の黄昏を表していますから。もはや、だんだんと、そして急速に「フランスという例外」は通用しなくなっていくでしょう。それはつまり、第5共和制の終焉を意味するでしょう。次に登場する政治体制は、より議院内閣制に近い、第3共和制の改良型になっていくのではないのでしょうか。第3共和制こそ、よきフランスの原型なのです。

さて、フランスでも、1960年代後半には、大量消費社会、大衆化の時代が始まり、それまでの少数のエリートを養成する教育制度も、大きく変わってきました。法学部にやってきた学生が、伝統的な法律用語・制度を知らず、授業についてこれなくなったのです。

それまで、フランスには、今日あるような法律用語辞典はありませんでした。法学部に入ってくるほどの者は、すでに専門用語を理解していなければならなかったのです。法律用語を理解できない法学部の学生のために、リヨン大学の人たちが共同で編んだ「法律用語辞典」Lexique des termes juridiques がはじめて世

に出たのが1970年のことでした。私が1972年にリヨン大学へ行った頃は、丁度そんな時期でした。**社会の変動期でもあったのです。**

当時、日本のフランス語の辞書で法律用語を理解しようとするのは無理でした。訳が載っていないのです。載っていても不正確で、使い物にならない。フランス法を突っ込んで学ぼうとすると、ほとんど独学でおこなうほかありませんでした。訳語は自分で考えていくほかありませんでした。

一国の法制度を正確に理解するということは、法律関係者・学習者・研究者にとってのみならず、その国を理解するための重要な前提条件だと思います。私は、長年、そんな道具が日本にもあればどんなに役に立つことだろう、とっていました。

「Termes juridiques 研究会」を組織して、長年温めてきた構想の実現に着手したのは、1992年のことでした。Dalloz グローブ社の《Lexique des termes juridiques》を『フランス法律用語辞典』として翻訳する。この翻訳を《文化事業》と位置づけておこなう。この翻訳事業を、早稲田大学法学部出身の若手研究者、とくに法学研究科のドクター課程の若者を結集して、共同研究と討論を重ねながらおこなう。そのようにして、フランス法の知識の普及を図り、もって、広い意味での、自分の専門にこだわらない、広い視野をもった若手研究者を育てる。以上が、この大事業の目的でした。

足かけ3年かけて翻訳原稿を完成し、三省堂から出版できたのが1996年でした。多くの参加者のうちで、私の同志として名実ともに尽力いただいた今関源成さん、研究会のマネージャーとして絶大な力を発揮してくださった箱井崇史さんには厚く御礼申し上げたい。2002年には第2版を出すことができました。初版は大事業でしたが、それ以降は、継続事業として続けています。しばらくあいだがあきましたが、本年、2012年には、第3版が世に出ます。これからは、私は手を引きますが、今関さん、それに後継として期待している大橋麻也さんを中心に、引き継いでいっていただきたいと思っています。

私としては、私の立場で世の中に貢献できたのは、この翻訳事業を位置づけて、始めたことだと思っています。他のことはやがて忘れ去られていくでしょうが、この事業は続いていくと信じております。

さて、そろそろ、私の話も終わりにしなければなりません。最後に、私を育ててくれた早稲田大学と法学部に深く感謝すると同時に、少々、感想めいたことを述べさせていただきたいと思います。

私は、1967年、助手になると同時に早稲田大学教員組合員になりました。当時は、助手は、当然のこととして、組合活動に参加しました。そして、その後、順

番に執行委員会の構成員に選出されていきました。この組合活動を通じて、ほぼ教員の全員が、早稲田大学というものを理解していったのです。職員との関係も、職員組合との共闘を通じて相互理解を深めていったのです。

法学部には、教員組合の書記長をつとめた方が大勢おられます。執行部をつとめると、早稲田大学の抱えている問題に直接向きあうことになります。教員組合と職員組合だけが、連帯組織として横の連絡を取り合うことができるのです。

学部長会や学術院長会は、ややもすれば形骸化しがちだし、現に、形骸化しているようにみえます。教員組合、職員組合まで形骸化してしまったら、早稲田大学はどうなってしまうのでしょうか？ しかし、日本の労働法が壊滅状態にあるように、現状は明るくはないようです。

この状態を別の言葉で言い表せば、組織が活力を失っているということです。巨大組織が活力を失う原因にはいろいろあるでしょうが、その大きな原因は、組織がどんどん縦割りになっていき、細分化され、横の連絡・連携が失われていくことにあります。組織運営上の一体感も失われていきます。上意下達のルートしか存在なくなっていく。巨大組織は、そうやって死んでいくのです。会社も大学も。今、われわれ法学部に属する者は、他の学部、他の箇所の状況をどれだけ承知しているのでしょうか？

私は、縁あって、1996年に第二次全学審議会の議長に選出され、約2年間のあいだ、大学の運営を構成員全体で実質的に審議すること、それに、審議・決定の手続きを適正化することに努めてきました。審議の状況を可能な限り迅速に教職員に知ってもらうために、「全学審議会だより」を作りました。共同体の一体感を保つべく、最大限の努力をしたつもりです。大学理事会と大学構成員が協力して大学運営にあたろうという気風が、当時はまだあったのです。その後、早稲田大学のなかで、一体感はどうも失われていったように感じます。早稲田大学は、なんといっても、良くも悪くも、日本国の縮図ですから、それも無理もないことなのかもしれません。でも、それは、ワセダが変われば日本も変わるということでもあります。

早稲田大学にとって、今一番欠けていて、したがって今一番必要とされているのは、横の連帯、水平方向の情報と意見の交換でしょう。公に意見を交わし、情報を知らせあい、共同体としての意思を形成していくための場がないのです。無ければ、作りませんか？《ワセダ公論》（ワセダはカタカナです）とでもタイトルをつけて、学内誌を作り、年に何回か発行し、全教職員に配布することにしたらどうでしょうか？ 全学審議会が、怖くて、設置できないのなら、公式に意見を述べ合う場をせめて作ったらどうでしょう。いや、われわれが要求して作らせたらどうでしょう。十分、実現可能だと思います。

そんな日本の逼塞状況に、大きな風穴が開けられました。いうまでもなく、2011年3月11日の東日本大震災がそれです。同時に起こった福島原発のメルト・ダウンは、決定的意味があります。日本は、人類史上最大級の取り返しのつかない大きな罪を犯してしまったのです。私には、日本の長い長い戦後が、決定的失敗のうちに幕を閉じたように見えるのです。

私は、3.11は、日本の転換点になり得るのではないかと思います。福島原発のメルト・ダウン以来、これまで目に見えなかったことがいろいろと曝露されてきました。メルト・ダウンのおかげで、プルトニウムを貯め込むのも、高速増殖炉を絶対にあきらめないのも、核武装の野望があるからであることが、はっきりと分かってきました。日本国民の目に何重にも巻かれていた目隠しがだんだんとはがされてきています。今、日本は、《真実の時》、まさに正念場を迎えようとしています。大きな大きな犠牲を払ってではありますが、メルト・ダウンのおかげで、なんだかようやく展望が開けてきたように思われるのです。原発をやめて、核武装の野望も放棄して、やみくもな経済成長政策も終わりにして、さて、どうやっていけばいいのだろう、と多くの人が考え始めています。マスコミの若手も、あらためて猛勉強を開始している気配が感じられます。心強いことです。

さて、最後に、これからの法学部についてですが、狭い利害関係から離れて、冷静に日本の将来のことを考えれば、例えばロー・スクールをどう見直していくかについても、議論ができるようになるでしょう。それは、これから法学部をどのように位置づけ、どのような教育体制を組んでいくかの議論を、本気で、開始できることでもあります。法学教育についてのみならず、語学教育の位置づけの議論も必要でしょう。

どういう方向になるにせよ、早稲田大学、とくに法学部の有する人的資産を大事にしていかなければならないと思います。基礎法がこれだけ充実している大学は珍しいと思います。基礎研究が弱いといわれる日本の研究体制ですが、ワセダの人的優位をますます強化していただきたいものです。ちなみに、『科学技術』という言葉は、官製の日本語で、欧米には存在しない語のようです。欧米では、科学、すなわち基礎理論と技術は全く別物とされているからです。日本は、物事を原理的に考察する力がまだまだ身についていないようです。

法学部が、これからも、日本の将来を担うに値する若者たちを育てていってくださることを祈念して、私の話を終えたいと存じます。ご清聴ありがとうございます。

以上

[2012年1月18日]